

神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

平成23年10月1日

告示第46号

(趣旨)

第1条 町長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等(以下「対象補助設備」という。)を導入する者に対し、予算の範囲内において、神崎町補助金等交付規則(昭和40年規則第3号)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は町内の住宅(店舗等との併用を含む。)に、次の各号に掲げる設備等(未使用のものに限る。)が一つの契約の工事によって各法令に準拠し導入する事業とする。

(1)太陽光発電システム

(2)定置用リチウムイオン蓄電システム

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

3 リース契約により補助対象設備を導入する場合は、利用者が当該購入費用等を当該の使用の対価として設置した事業者を支払う契約であつて契約期間中の解約が禁止され当該リース契約の期間満了後に利用者は無償譲渡させるものに限り、補助の対象とする。

4 補助金の交付の申請をした年度内に補助対象事業にかかる工事に着工し、同一年度内に工事を完了し、当該年度の3月10日までに実績報告書を提出できるものに限る。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の要件を満たす者とする。ただし、法人を除く。

(1) 町内に住所を有する個人で自らが所有し居住する住宅に補助対象設備等を導入した者

(2) 自ら居住する目的で新築住宅を購入する者

(3) 町税に滞納がない者(申請する者が属する世帯にほかの世帯員がある場合には、当

該世帯員の全てが町税に滞納がない者)

(4) 補助対象設備を県が実施する太陽光発電等共同購入支援事業により購入していない者

(補助対象経費と補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表2に示すものとし、補助金の額は別表3のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事等に着手する前に、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の概要(様式第1号別紙1)

(2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し(リースでの導入の場合、リース会社が発行する当該リースの支払総額が分かる書類の写し1部を提出しなければならない。なお、複数の対象設備の導入費用を一括してリース費用の総支払額としている場合は、個々の対象設備のリース支払額が分かるよう内訳書を添付しなければならない。)

(3) 貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)(補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ)

(4) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し

(6) 補助対象設備の設置予定図面

(7) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

(8) 町に納付すべき税の納税証明書

(9) その他町長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第6条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、第5条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要(様式第6号別紙)
- (2) 電気事業者との特定契約締結を証する書類
- (3) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し(補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。)
- (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (6) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

(7)住民票の写し

(8)その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備について、対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する(以下「財産処分」という。)ときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第9号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 町長は、前項の申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、当該財産処分を承認すべきと認めたときは、国の承認を得た上で財産処分承認通知書(別記第 10 号様式)により、補助対象者に通知する。この場合において、国からの承認条件が当該補助金の全部又は一部の返還であるときは、町長は、補助金の交付を受けた者に当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第 16 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以降の契約に係る発電システムから適用する。

附 則(平成 28 年告示第 7 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、第 1 条の規定による改正前の神崎町個人情報保護事務取扱要領、第 2 条の規定による改正前の神崎町国民健康保険税減免取扱要領、第 3 条の規定による改正前の神崎町成年後見制度利用支援事業実施要綱、第 4 条の規定による改正前の神崎町子育て支援費支給事業実施要綱、第 5 条の規定による改正前の神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱、第 6 条の規定による改正前の神崎町国民健康保険等短期人間ドック利用補助金交付要綱、第 7 条の規定による改正前の神崎町国民健康保険出産育児一時金受取代理実施要綱及び第 8 条の規定による改正前の神崎町介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年告示第 9 号)

この告示は、令和元年 8 月 1 日から施行し、令和元年 7 月 1 日以降の契約に係る発電システムから適用する。

附 則(令和 4 年告示第 14 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

附 則(令和 5 年告示第 12 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条)補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。 (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。 (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。 (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。 ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。 イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの (4) 電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること。 (5) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値)が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は

	夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
--	--

別表2 (第4条)補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)

別表3 (第4条)補助金の額

設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム	単価 10,000 円/kW(上限 40,000 円)
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円

備考 各設備とも補助金の額が補助対象経費の総額を上回るときは、当該補助対象経費の総額を限度とし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。